

SGEC 分別・表示事業体審査報告書

湯戸産業有限会社

平成 1 8 年 1 2 月

(社)全国林業改良普及協会

I 湯戸産業有限会社の概要

1. 申請者名称・所在地 湯戸産業有限会社 代表取締役 谷本博之
広島県広島市佐伯区五日市町石内 6 9 1 5 - 5
2. 認定事業体 湯戸産業有限会社 代表取締役 谷本博之
広島県広島市佐伯区五日市町石内 6 9 1 5 - 5
3. 事業内容・業種 製材・製材品販売

4. 湯戸産業（有）の沿革と概要

湯戸産業（有）は昭和39年8月に谷本貢（父）にて創立された。

設立の目的は、山林の立木を購入、伐採、搬出。その後、丸太を工場で製材し、製品を大工、工務店に販売する事を主な目的とした。

昭和50年頃より、賃挽き製材の需要が多くなった為、伐採業務からは撤退し、賃挽き製材を主な業務としてきた。

現在では、9割以上が広島市近郊の工務店などの依頼による、賃挽き製材である。

依頼主から持ち込まれた木材は、原木・製材・保管の各段階で、依頼主ごとに木口へのスプレー色分けで区別されている。

昭和62年、取締役社長（貢）の死去により、現社長（博之）が事業を引継ぎ現在に至る。

5. 分別・表示管理体制

「認証林産物の分別・表示管理方針書」を定めており、「S G E C 森林認証された森林から生産した認証林産物と非認証の他の林産物が受入、保管、加工、出荷の各段階で混在しないよう、分別・表示管理する管理責任者を設置し管理体制を確立するとともに、帳票類を作成・保存して認証林産物の普及・P R に努める」こととしている。

なお、「認証林産物の分別・表示管理方針書」及び「S G E C 分別・表示管理体制図」を定めている。

Ⅱ. 審査経過・確認資料一覧・写真

1. 湯戸産業有限会社の審査経過

湯戸産業有限会社の審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの児島裕、野田昭一、大竹秀一の3名が下記のとおり行った。

【審査申込】

平成18年7月1日／審査申込

(内 容)

1. 全林協の審査手順についての説明
2. 審査申込書の受付
3. 確認資料の説明

【認定審査】

7月5日／書類確認及び現地確認

(内容)

1. 資料の提出を受け、内容を確認し、修正事項などを指示した(以下、同じ)。
2. 現地確認

(場 所)

湯戸産業有限会社事務所及び製材工場

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会 大竹秀一

(出席者)

湯戸産業有限会社 代表取締役 谷本博之

(内 容)

1. 「認定審査」の一環として書類確認及び現地確認を行った。
2. 湯戸産業有限会社において事業の概要、現行の原木の購入・仕分け、製材、製品保管における木材の流れ・管理の仕組み等について、更に事業体認定を取得した後の分別・表示の考え方や管理方針、認証林産物の生産・出荷管理計画、分別・表示管理体制等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。

8月28日／書類確認

10月25日／ ”

12月20日／審査委員会

(場 所)

東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル会議室

(委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根 明臣
東京農業大学教授・農学博士	河原 輝彦
東京農工大学助教授・農学博士	土屋 俊幸
木構造振興株式会社専務取締役	西村 克美
(社)日本育種協会理事長	真柴 孝司

(事務局)

(社)全国林業改良普及協会専務理事	高澤 修
同	児島 裕
同	野田 昭一
同	大竹 秀一

(内 容)

1. 現地確認審査の結果を報告するとともに、SGECの定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」について審査内容を説明した。
2. 提出資料、各作業の現地写真及び各作業の工程管理の仕組み、審査判定表による判定の内容等からいって、申請者は認定に値する事業体であるものと認められた。

Ⅲ. 湯戸産業有限会社の審査における判定事由書

審査委員会により、SGECの定める「認定審査」基準事項に基づき、「湯戸産業有限会社審査判定表」のとおり、10項目を審査要件として決定した。

これら「審査要件」に基づき、別紙「湯戸産業有限会社審査判定表（分別・表示）」のとおり「審査判定」を行い、審査委員会に諮ったところ、湯戸産業有限会社は、認定に値する事業体であるとして判定された。

基準 1 経営の健全性

1-1 / 妥当である

持続的に事業活動を行いうる事業体であること。

湯戸産業有限会社（広島県広島市佐伯区五日市町）は、賃挽きを主な業務とする製材業者である。現在、9割以上が広島市近郊の工務店などの依頼による、賃挽き製材である。

昭和39年の創業以来、地域の大工・工務店の信頼を得てきている。

1-2 / 妥当である

経営指標に照らし、財務状態が健全であること。

「決算報告書」により、財務状況を確認したところ、経営状態は安定していると判断した

基準 2 認証林産物取扱の業態

2-1 / 妥当である

認証林産物を取り扱う事業体として、事業目的および内容が適合していること。

地域の大工・工務店を顧客とする製材業であり、事業目的および内容は適合している。

2-2 / 妥当である

認証森林所有者・管理者または認定事業体と反復継続して取引関係にあること。

同時に SGEC 森林認証審申請中の広島県の林業家及び事業体申請中の建設会社等と連携を取りながらの認定事業体申請であり、現在も継続的な取引関係がある。

2-3 / 妥当である

認証林産物の普及および利用促進、新たな用途開発について意欲的であること。

S G E C 認定事業体認定の取得を契機に、地域の大工工務店に認証材への認識を広め、地域材を求める顧客獲得を意図している。

基準3 分別・表示管理運営の体制

3-1 / 妥当である

認証林産物の分別・表示管理に係る計画を立てていること。

湯戸産業有限会社では、「認証林産物の分別・表示管理方針書」「認証林産物の加工・管理計画書」及び体制を組み、実行する計画である。

3-2 / 妥当である

認証林産物の分別・表示管理を行う体制が整っていること。

湯戸産業有限会社の製材工場には、土場及び製材品保管倉庫がある。

依頼主から持ち込まれた木材は、原木・製材・保管の各段階で、依頼主ごとに木口へのスプレー色分けで区別されている。

認定後は、認証林産物専用の保管場所を設置することとしている。

3-3 / 妥当である

分別・表示管理を担当する管理責任者を設置していること。なお、管理責任者に適正な研修を行っていること。

湯戸産業有限会社では、分別・表示管理を担当する S G E C 認証林産物管理責任者及び現場担当者を配置し、研修を行うこととしている。その他の従業員に対しても分別・表示管理の趣旨の周知を図る。

なお、「S G E C 事業体組織図」を作成している。

3-4 / 妥当である

伝票など帳票類を作成・保存すること。なお、認証林産物と非認証林産物のコード番号は明確に区別すること。

現地確認により、伝票などの帳票類は適正に管理・保管されていることを確認した。

認証林産物と非認証林産物との伝票番号を明確に区別することとしている。

3-5 / 妥当である

定期的に棚卸記録などにより、保管数量の管理を行うこと。

現地確認により、原料及び製品などについて定期的に棚卸を行っていることを確認した。

なお、伝票などの帳票類を保存し、認証林産物の流通・情報の交換、開示に備えることとしている。

IV. 添付資料（主な確認資料）

- ・ 認証林産物の分別・表示管理方針書
- ・ 認証林産物の加工・管理計画書
- ・ S G E C 認定事業体組織図
(認証林産物の分別・表示管理の体制)